

新	旧
<p style="text-align: center;">長野市PPP/PFI手法導入優先的検討方針</p> <p>極めて厳しい財政状況の中で、効率的かつ効果的な公共施設等の整備等を進めるとともに、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起による経済成長を実現していくためには、公共施設等の整備等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用していくことが重要であり、本市においても多様なPPP/PFI手法を取り入れていく必要がある。</p> <p>本市では、公の施設の管理に指定管理者制度を導入するなど、民間活力の活用により市民サービスの向上及び経費節減を図っているところであるが、今後、PFI手法も含めた民間活力のさらなる活用の積極的な検討と適切な活用を図るため、公共施設等の整備及び運営にあたり、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法に優先してPPP/PFI手法の導入を検討するための優先的検討方針を次のように定める。</p> <p>1 総則</p> <p>(1) 目的</p> <p>本方針は、優先的検討を行うに当たって必要な手続を定めることにより、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図り、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、低廉かつ良好な公共サービスの提供を確保し、もって地域経済の健全な発展に寄与することを目的とする。</p> <p>2 対象とするPPP/PFI手法</p> <p>本規程の対象とするPPP/PFI手法は次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 民間事業者が公共施設等の運営等を担う手法</p> <p style="padding-left: 20px;">公共施設等運営権方式 指定管理者制度</p>	<p style="text-align: center;">長野市PFI導入基準</p> <p style="text-align: right;">平成18年7月24日 行政改革推進局</p> <p>1 基本的な考え方</p> <p>(1) PFI導入の目的</p> <p>PFIは、公共施設の整備にあたり、長期間にわたり公共施設の整備・運営等を委ねることにより、民間のノウハウを活かした質の高い公共サービスの提供や事業コストの縮減、民間の事業機会の創出による地域経済の活性化、官民の適切な役割分担に基づく新たなパートナーシップの形成などを目的とする事業手法である。</p> <p>本市における実績として、温湯温泉「湯〜ばれあ」（高齢者福祉施設を備えた複合型温泉利用施設）がある。</p> <p>(2) PFI事業における課題</p> <p>① PFI独特の人的・財政的負担</p> <p>PFIの導入においては、従来の公共施設整備手法と異なり、事業に係るリスクを民間に分散させることから、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）」によって導入検討から契約、事業実施までの間に複雑な手続きが要求されており、多くの時間や費用が必要となる。</p> <p>また、事業の実現性等を総合的に調査する導入可能性調査や特定事業の選定、契約、モニタリングにおける外部アドバイザー費用など独特の費用が発生するとともに、事業提案を行う民間事業者を含め、手続きが複雑なことによる人的・財政的負担が大きい。</p> <p>② 将来的な財政への影響</p> <p>PFIの導入効果として、事業期間内におけるトータルコストの削減が期待</p>

包括的民間委託

○（運営等Operate）方式 など

(2) 民間事業者が公共施設等の設計、建設又は製造及び運営等を担う手法

B T O方式（建設Build-移転Transfer-運営等Operate）

B O T方式（建設Build-運営等Operate-移転Transfer）

B O O方式（建設Build-所有Own-運営等Operate）

D B O方式（設計Design-建設Build-運営等Operate）

R O方式（改修Rehabilitate-運営等Operate）

E S C Oなど

(3) 民間事業者が公共施設等の設計及び建設又は製造を担う手法

B T方式（建設Build-移転Transfer）（民間建設買取方式）

民間建設借上方式及び特定建築者制度等（市街地再開発事業の特定建築者制度、特定業務代行制度及び特定事業参加者制度並びに土地区画整理事業の業務代行方式をいう。以下同じ。）など

3 優先的検討の対象とする事業

(1) 対象事業

市で実施する建築物又はプラントの整備等に関する事業及び利用料金の徴収を行う公共施設整備事業その他民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる公共施設整備事業で次のいずれかの事業費基準を満たす公共施設整備事業

ア 事業費の総額が10億円以上の公共施設整備事業（建設、製造又は改修）

イ 単年度の事業費が1億円以上の公共施設整備事業（維持管理、運営等）

(2) 対象事業の例外

次に掲げる公共施設整備事業を優先的検討の対象から除くものとする。

ア 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある公共施設整備事業

イ 民間事業者が実施することが法的に制限され、当該法的制限によって民間事業者による公共施設整備事業全体が実施できなくなる場合

されるが、P F Iといえども市債と同様に後年度負担を固定化し、将来的な財政の硬直化につながる可能性がある。したがって、対象とする事業の必要性を精査するとともに、事業規模の縮小に努める必要がある。

なお、P F I事業における債務負担行為に係る支出のうち、施設整備費や用地取得費に相当するものは、起債制限比率の計算上、公債費に準ずるものとされている。

(3) P F I導入の基本的な考え方

本市におけるP F I導入においては、これらの課題を踏まえ、次の基準により導入検討を進め、P F Iによって市民サービスの向上が図られ、本市の財政負担の縮減によって効率的かつ効果的に公共施設の整備・運営等が行える最適な手法であると判断される場合に、導入するものとする。

2 P F I導入基準

P F Iの導入対象とする事業は、次の基準に適合する事業とする。

(1) 事業計画等が具体化していること

P F Iの導入検討にあたって、導入効果等を事前調査・評価するためには、前提として施設規模、事業内容等が相当程度明確となっていることが必要であり、当該事業の必要性や優先順位等が十分に評価され、事業計画等が具体化されている事業であること。

(2) 事業に制度的な制約がなく、民間に委ねられること

P F Iでは、公共施設の整備・運営等の一連の業務を民間事業者に委ねることから、事業主体、施設の用途・規模・サービス内容等について、個別の法制度、通達等による制約や障害がなく、民間事業者によって実施可能な事業であること。

(3) V F M※（バリュー・フォー・マネー）があること

一般的に、P F Iは事業規模が大きいほどV F Mが生じやすく、また、総事業費に対するV F Mの比率が同一の場合には、総事業費が大きいほど実質額も大きくなることから、事業実施に付随して発生する外部アドバイザー費用等を差し引いても、コスト面での十分な効果を得るためには相当程度の事業規模が必要であ

4 優先的検討の開始時期等

(1) 優先的検討の開始時期

PPP/PFI手法の活用にあたっては、実施検討から事業実施までに複数年を要することが一般的であるため、新たに公共施設等の整備等を行うために基本構想、基本計画等を策定する場合及び公共施設等の運営等の見直しを行う場合のほか、公共施設等の集約化又は複合化等を検討する場合や公営企業の経営の効率化に関する取組を検討する場合など、対象事業となりうる事業について優先的に検討を行うため、事案が発生した段階で行政管理課へ協議するものとする。

(2) 検討体制

優先的検討にあたっては、行政管理課の支援により事業担当課が主体となり、財政課及び関連部局との庁内プロジェクトチームを設置し、相互に協力して事業を推進する。

5 適切なPPP/PFI手法の選択

(1) 採用手法の選択

市は、優先的検討の対象となる公共施設整備事業について、6の簡易な検討又は7の詳細な検討に先立って、当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、最も適切なPPP/PFI手法を選択するものとする。

この場合において、唯一の手法を選択することが困難であるときは、複数の手法を選択できるものとする。

(2) 評価を経ずに行うPPP/PFI手法導入の決定

市は、PPP/PFI手法が次に掲げるものに該当する場合には、それぞれ次に定めるところにより、当該手法の導入を決定することができるものとする。

ア 指定管理者制度 6の簡易な検討及び7の詳細な検討の省略

イ 当該事業が施設整備業務の比重の大きいもの又は運営等の業務内容が定型なものに該当する場合におけるBTO方式 5簡易な検討を省略し、7詳細な検討を実施

る。

また、PFIによる事業では、民間事業者が施設整備後の運営・維持修繕を視野に入れた設計等によって効率的な施設が整備されるとともに、民間のノウハウの活用や創意工夫により運営・維持管理費用の縮減、低廉で良質なサービスの提供が期待されることから、施設整備後の運営・維持管理費等の割合が高い事業ほどVFMが大きい。

PFIは民間事業者にとっても事業提案に相当な労力やコストを要するため、事業規模が小規模な場合は費用対効果が見込めず、参加意欲の低下により参入が見込めない場合もあり得る。

これらのことから、PFIの導入を検討する具体的な対象事業の規模は、事例に基づいてVFMの試算を行った結果に基づき、次のとおり定める。

施設の設計、建設等の初期費用が概ね20億円を超えるもので、維持管理・運営費等が単年度で概ね1億円を超えるもの

ただし、上記事業規模に該当する事業であっても、事業の特性やその他の諸条件を総合的に検討した結果、PFIによって実施した場合に十分な効果が期待できないものは、PFI導入の検討対象外とする。

(4) 施設整備に対する地方財政措置が不利とならないこと

PFI事業による施設整備等に係る地方財政措置については、一定の要件を満たす事業は基本的に直営事業と同等の地方債措置や地方交付税措置が講じられるとされているが、事業方法・国庫補助負担金の交付の有無によって適用方法が異なり、また、国庫補助負担金も個々の事業ごとに適用内容等が異なっているため、PFIにより施設整備を行ったことでこれらの地方財政措置が受けられず、財政負担が増加するなど不利とならない事業であること。

(5) 民間事業者のノウハウが十分に活かせる事業領域であること

民間事業者が、民間の経営ノウハウの活用や創意工夫による経費縮減、低廉で良質なサービスの提供を実現するためには、民間に同種ないしは類似の事業が存在し、競争原理が働くことが必要であり、民間に運営経験のないような事業領域では民間事業者のノウハウが十分に活かせず、PFIが成立しにくいことから、

ウ 民間事業者からPPP/PFIに関する提案がある場合であって、当該提案において、従来型手法による場合とPPP/PFI手法を導入した場合との間での費用総額の比較等の客観的な評価により、当該手法の導入が適切であるとされている場合における当該手法 6の簡易な検討を省略し、7の詳細な検討を実施

6 簡易な検討

市は、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、次に掲げる費用等の総額（以下「費用総額」という。）を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

5において複数の手法を選択した場合においては、各々の手法について同様の比較を行うものとする。

ア 定量評価（費用総額の比較）

市は、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、PPP/PFI手法を導入した場合とで、次に掲げる費用等の総額を比較することにより評価するものとする。

- (ア) 公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用
- (イ) 公共施設等の運営等の費用
- (ウ) 民間事業者の適正な利益及び配当
- (エ) 調査に要する費用
- (オ) 資金調達に要する費用
- (カ) 利用料金収入

イ その他の方法による評価

市は、採用手法の過去の実績が乏しいこと等により費用総額の比較が困難と認めるときは、アにかかわらず、次に掲げる評価その他公的負担の抑制につながることを客観的に評価することができる方法によりPPP/PFI手法の導入の適否を評価することができるものとする。

- (ア) 民間事業者への意見聴取を踏まえた評価
- (イ) 類似事例の調査を踏まえた評価

民間事業者による運営実績のある事業領域であること。

(6) 事業が長期にわたり安定的に継続されること

PFIでは、事業開始時に想定される全ての事項を定め、長期間にわたり民間に運営を委ねることから、事業期間中に業務内容を大幅に変更することが容易でなく、事業内容が頻繁に変更され、または法制度の変更等によって業務内容が大幅に変更される可能性のある事業は、PFIに適さない。

また、民間事業者が運営リスクを負う場合、需要変動が大きな事業は、事業期間中の破綻等のリスクが増加し、民間事業者の参加意欲の低下が危惧されるとともに、財政支出の縮減も見込めないため、長期にわたり安定的に継続される事業で、事業期間中に大幅な需要変動や事業内容の変更が生ずる可能性がない事業であること。

(7) 事業実施までに期間的余裕があること

PFIは、従来の公共事業に比較して多くの事務手続きが必要であり、事業者の決定までに概ね1年6か月から2年の期間が必要であり、事業提案を行う民間事業者においても、独自のノウハウや創意工夫を発揮するためには、準備期間を十分確保しておく必要があることから、スケジュールに余裕があり、これらの期間を確保できる事業であること。

3 PFI導入体制及び手順

(1) PFI導入の主務課

PFI導入は、対象事業の抽出、計画策定から事業終了（施設維持管理を含める場合は、その期間を含む）の全期間にわたり、事業担当課が主体となり実施する。

(2) 関係部局との協力

事業担当課は、PFI導入にあたり関連部局との調整等が必要な場合は、庁内にプロジェクトチームを設置し、相互に協力して事業を推進する。

7 詳細な検討

市は、6の簡易な検討においてPPP/PFI手法の導入に適しないと評価された公共施設整備事業以外の公共施設整備事業を対象として、改めて詳細な検討を実施するものとする。

詳細な検討においては、専門的な外部コンサルタントやアドバイザーを活用するなどにより、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、詳細な費用等の比較を行い、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、PPP/PFI手法を導入した場合との間で、費用総額を比較し、PPP/PFI手法の導入の適否を評価するものとする。

8 評価結果の公表

(1) 簡易な検討の結果の公表

市は、別紙のPPP/PFI手法簡易定量評価調書により、簡易な評価の結果、PPP/PFI手法の導入に適しないと評価した場合には、次に掲げる事項を、それぞれ次に定める時期にインターネット上で公表するものとする。

ア 費用総額の比較による評価の結果の公表

(ア) PPP/PFI手法を導入しないこととした旨その他当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながらない事項 PPP/PFI手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期

(イ) PPP/PFI手法簡易評価調書の内容 入札手続の終了後等適切な時期

イ その他の方法による評価の結果の公表

(ア) PPP/PFI手法を導入しないこととした旨及び客観的な評価結果の内容（当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながらないものに限る。） PPP/PFI手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期

(イ) 客観的な評価結果の内容（当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながるものに限る。） 入札手続の終了後等適切な時期

(3) 事業担当課での事前評価及び外部アドバイザー等による導入可能性調査の実施

事業担当課は、PFIの導入検討にあたり簡易な方法でVFMを試算することにより定量的効果が見込めるか、また民間事業者による創意工夫が発揮できるかなどの定性的効果を事前に事業担当課内部で評価し、効果が認められた場合は、より正確に事業可能性を判断するため、専門的知識を有するシンクタンクなど外部アドバイザー等による導入可能性調査を実施し、当該調査結果に基づいて最終的なPFI導入の適否を判断する。

※ Value For Money (バリュー・フォー・マネー)

VFM 事業における最も重要な概念の一つで、支払 (Money) に対して最も価値の高いサービス (Value) を供給するという考え方のこと。

VFM の評価は、公共が自ら実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値とPFI事業の事業期間全体にわたり必要となるコストとの比較により行い、PFI事業のコストが下回ればPFI事業の側にVFMがあり、上回ればVFMがないということになる。

事業を実施するにあたって、事業手法を選択する際の判断基準となるもので、PFIで事業を実施した方が低廉で良質なサービスの提供が可能であると見込まれた場合、PFIが適切であると判断される。

(2) 詳細な検討の結果の公表

市は、詳細な検討の結果、PPP/PFI手法の導入に適しないと評価した場合には、次に掲げる事項を、それぞれ次に定める時期にインターネット上で公表するものとする。

ア PPP/PFI手法を導入しないこととした旨その他当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながらない事項 PPP/PFI手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期

イ PPP/PFI手法簡易評価調書の内容(7の詳細な検討の結果を踏まえて更新した場合は当該更新した後のもの) 入札手続の終了後等適切な時期